無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年六月一日

一、墳墓等所在地　栃木県宇都宮市今泉三丁目五番一三号

一、墳墓等の名称　興禪寺檀信徒墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　山田家（大塩寿子）

栃木県宇都宮市宿郷町三四六番地　山田チヨ、本籍不詳　山田善次、山田トウ、山田正、山田清二、山田敏雄、山田金一、土田家（橋本泉）本籍不詳　土田賢三郎、土田英治

一、改葬を行おうとする者　栃木県宇都宮市今泉三丁目五番一三号　臨済宗妙心寺派興禪寺　代表役員　石川　元信

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年六月一日

一、墳墓等所在地　石川県金沢市粟崎町ム一一五他九筆

一、墳墓等の名称　粟崎町墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、無縁墳墓墓碑番号　一番から二一番

一、改葬を行おうとする者　石川県金沢市粟崎町く三三番地　粟崎町墓地管理会　会長　浜谷　晃

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

平成二十九年六月一日

一、墳墓等所在地　石川県金沢市粟崎町ム一一五他九筆

一、墳墓等の名称　粟崎町墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、無縁墳墓墓碑番号　一番から二一番

一、改葬を行おうとする者　石川県金沢市粟崎町く三三番地　粟崎町墓地管理会　会長　浜谷　晃

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年六月一日

一、墳墓等所在地　滋賀県大津市坂本五丁目字上野田

一、墳墓等の名称　西教寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　すべて不詳

一、改葬を行おうとする者　滋賀県大津市坂本五丁目一三番一号　宗教法人天台真盛宗総本山西教寺　西教寺墓地総代会　代表　能仁　隆

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年六月一日

一　墳墓等所在地　福岡県行橋市行事七丁目五二六番

一　墳墓等の名称　福正寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　福岡県行橋市草野二一八番地　福正寺

連絡先　福岡県京都郡苅田町幸町一七―五　株式会社アートストーンカタギリ　電話〇九三―四三六―三一六六

任意清算公告

当法人は、平成二十九年五月三十一日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算いたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十九年六月一日

名古屋市名東区香流一丁目一〇一〇番地の五

司法書士法人花宮綜合コンサルティング

代表社員　花宮　賢二

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年六月一日

株式会社Aコープ園部

京都府南丹市園部町美園町六号二二番地の一

代表取締役　奥村　正

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
高屋　恵次　京都府南丹市園部町高屋手嶋一番地	普通株式　一株	無
谷口きよ子　京都府南丹市園部町越方水上五番地二	普通株式　一株	無
田中　繁治　京都府南丹市園部町仁江中田五九番地一	普通株式　一株	無
佐々谷武雄　京都府南丹市園部町埴生赤尾一四番地	普通株式　一株	無
井上　しん　京都府南丹市園部町法京堂ノ谷六番地	普通株式　一株	無
森田　克巳　京都府南丹市園部町美園町六号二五番地	普通株式　一株	無

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成29年6月1日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①WILLER EXPRESS JAPAN株式会社　②第二種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第2－2630号　④WILLER EXPRESS JAPAN株式会社　大阪市北区大淀中一丁目1番88号　代表取締役　平山幸司　⑤本社　大阪市北区大淀中一丁目1番88号　⑥平成24年4月11日　⑧平成29年3月23日　⑩100万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市北区大淀中一丁目1番88号　WILLER EXPRESS JAPAN株式会社　代表取締役　平山幸司